⑵　**需要量**

主食用米等の需要量の見通しは、２により算出した778万トンです。

⑶　**平成27年６月末の民間在庫量**

平成27年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して209万トンと見通されます。

表３　平成26／27年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		主食用米等
平成26年６月末民間在庫量	A	222(35)注
平成26年産米生産数量目標	B	765
平成26／27年主食用米等供給量計	C＝A＋B	987
平成26／27年主食用米等需要量	D	778
平成27年６月末民間在庫量	E＝C－D	209

注：平成26年６月末民間在庫量の（　）書きは、米穀機構の買入予定数量であり外数。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通し（表３）に沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　平成26／27年の備蓄運営

平成26年産米の備蓄米としての買入契約数量は25万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、17～25万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成26／27年の備蓄運営は、表４のとおりです。

表４　平成26／27年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成26年６月末備蓄量	A	91
平成26年産米買入契約数量	B	25
平成26／27年非主食用販売量	C	17～25
平成27年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	91～99

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　平成25会計年度の輸入状況

平成25会計年度においては、平成25年３月の基本指針第４に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、全量（ＳＢＳは６万トン）を買い付けました。

２　平成26会計年度の輸入方針

平成26会計年度の輸入予定数量については、平成26年３月の基本指針に基づき、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十六年七月三十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

都道府県名	基準点測量成果簿の名称	基準点網図の名称	実施地域
北海道	積丹地区	積丹岬	積丹町
	神恵内地区	余別、神恵内	神恵内村
	遠軽地区	丸瀬布南部、生田原	遠軽町
	羽幌地区	天塩有明	羽幌町
	岩見沢地区	当別	岩見沢市
	美唄地区	砂川、岩見沢	美唄市
	当別地区	石狩、当別	当別町
	上士幌地区	上士幌	上士幌町
	浦幌地区	常室、浦幌	浦幌町
	標茶地区	鶴居	標茶町
	足寄地区	芽登温泉、陸別	足寄町